

学校再編地域協議会について

1. 概要

① 目的

三田市立富士小学校と弥生小学校の再編について、対象校区内の地域としての意見をとりまとめるため、地域協議会を設置します。

② 協議内容

再編の是非や時期、通学手段、その他、再編に関する課題のとりまとめを行います。

各校区で部会等を組織し検討、協議を行うとともに、広く意見を集約することに努めます。

③ 委員構成

委員は、富士小校区12名、弥生小校区12名 計24名とします。

2. 会議の運営

① 会長、副会長について(提案事項)

「要綱第5条第4項に基づき、会長、副会長を置かないことを決定し、同条第5項により、事務局がその事務を代理する。」ことを提案します。

三田市立学校再編地域協議会設置要綱－抜粋－

第5条 協議会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 第1項の規定にかかわらず、**協議会が会長及び副会長を置かないことを決定**した場合は、会長及び副会長を置かないことができる。

5 前項の規定に基づき、会長及び副会長を置かない場合は、第8条に定める**事務局が、その事務を代理**する。